

令和3年6月17日

障害福祉サービス等事業所
管理者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

障害福祉サービス等事業所職員に対する「抗原簡易キット」配布
にかかる希望調査について（照会）

日頃より本市の障害福祉行政に御理解、御協力いただきまして誠に有難うございます。

さて、現在国において、陽性者の早期発見を目的に、症状が現れた職員に対し緊急的に使用できる「抗原簡易キット」の配布を予定しています。

キットの使用は医師等の管理下で行われる必要があるため、体制を有する障害者支援施設等への配布を原則としています。なお、その他の障害福祉サービス事業所等であっても、下記要件を満たす場合に限り、一定量を配布できるように調整しますので、配布を希望する施設・事業所は、下記QRコード等からウェブ上の申し込みフォーム（障害福祉サービス等事業所職員に対する「抗原簡易キット」配布に関する申込書）にアクセスし、令和3年6月30日（水）17時30分までに入力願います。なお、申込書により回答いただいた内容については、今後、キット配布を委託する業者へ情報提供させていただきますので、御承知おきください。

記

1 本キットを配布する主な要件

①使用時（緊急時）に医師又は看護師による直接採取、もしくは医師又は看護師の監視の下での自己採取が可能であること（鼻咽頭又は鼻腔からの採取）。

（※配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、抗原簡易キットによる検査に関する研修（注）を受講している職員が在籍する事業所）

（注）研修は、厚生労働省がホームページで今後公開するweb教材を学習したことを、各事業所の中で確認し、名簿を作成していただきます。

②医療用体外診断用医薬品である本キットを医療廃棄物として廃棄できること。

2 対象者

原則、対象事業所において従事する職員（正規、非正規等の雇用形態は問わない。）

3 配布方法

申込書に入力いただいた宛先に、随時国の委託事業者から直接配送される予定です。

4 その他

- ・必要数については10個単位で入力願います。
- ・本件については別添（「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」（令和3年6月9日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「障害者支援施設等への抗原簡易キットの配布事業について」（令和3年6月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡））資料を参照のうえご対応願います。なお、既に事務連絡中にあります厚労省への提出期限（6月14日）は超過しておりますが問題ないものです。

5 問い合わせ先

担 当 障害者支援課指定指導係 みやがわ たけがみ 宮川、竹上

電 話 052-972-2578（ダイヤルイン）

F A X 052-972-4149

メールアドレス a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

6 申込フォーム

QRコード



<https://logoform.jp/f/Q1mNM>